

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後	改正前
新潟県立自然公園条例施行規則	新潟県立自然公園条例施行規則
目次	
第1章 総則（第1条）	
第1章の2 公園計画（第1条の2）	
第2章 公園事業（第2条－第14条）	
第3章 保護及び利用（第15条－第20条の4）	
第3章の2 生態系維持回復事業（第20条の5－第20条の9）	
第3章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第20条の10－第20条の14）	
第3章の4 風景地保護協定及び公園管理団体（第20条の15－第20条の19）	
第4章 雑則（第21条・第22条）	
附則	
第1条 （略）	第1条 （略）
第1章の2 公園計画	

第1条の2 条例第7条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第7条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第8条の7第1項又は第18条の6第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（公園事業となる施設の種類）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) （略）
- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機
- (7) 運輸施設（主として自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- (8)～(12) （略）

（公園事業の決定等の提案に係る添付資料）

第2条の2 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書面
 - ア 条例第7条の4第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協

（公園事業となる施設の種類）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) （略）
- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- (7) 運輸施設（主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、鋼索鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- (8)～(12) （略）

議会を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名
又は名称

ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の協議又は認可)

第2条の3 条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第3条 条例第8条第4項の規定による協議書又は申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 条例第8条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該

(公園事業の執行承認申請)

第3条 条例第8条第3項の規定により公園事業の執行の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業の執行の承認を受けようとする者は、第5号及び第6号に掲げる事項を記載することを要しない。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 公園事業の種類

(3) 施設の位置

(4) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(5) 施設の管理又は経営の方法の概要

(6) 事業資金の総額及びその調達方法

(7) 自然公園の利用のための施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

(8) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

(2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第8条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第7号、第8号及び第11号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第1号、第2号、第6号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きい
ため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該公園施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 個人にあつては、住民票の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図

(6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第5号、第6号及び第11号に掲げる書類を除く。

(1) 施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(10) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

(11) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(12) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

(13) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

(4) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに数量、単価、金額及びその内訳を記載した書類

(6) 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入及び支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

(7) 法人にあつては、次に掲げる書類

ア 定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書

イ 承認申請に関する意思決定を証する書類

(8) 法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄付行為又は規約

(9) 法人格のない組合にあつては、次に掲げる書類

ア 組合契約書の写し

イ 承認申請に関する意思決定を証する書類

(10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(11) 当該事業の執行に当たつて自己の資金以外の資金を必要とする場合にあつては、その資金を調達することができることを証する書類

(12) 当該事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

第4条 条例第8条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）
- (2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（同項第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第5条 条例第8条第7項の規定による変更の協議又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更しようとする年月日
- (4) 変更を必要とする理由
- (5) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2. 条例第8条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

3. 知事は、前項に定めるもののほか、条例第8条第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第6条 条例第8条第9項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容

- (3) 変更した年月日
- (4) 変更を必要とする理由

(承継の協議又は承認の申請)

第7条 条例第8条の3第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法
- (4) 公園事業を譲渡しようとする年月日
- (5) 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業にあつては、第4号に掲げる書類を除く。）を添付するものとする。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第3条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 条例第8条の3第2項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部

を承継する法人（以下「合併法人等」という。）
の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(2) 公園事業者である法人の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

(3) 公園施設の種類

(4) 合併又は分割をした年月日

(5) 合併又は分割をした理由

4 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類
を添付するものとする。

(1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登
記事項証明書

(2) 第3条第3項第3号、第4号及び第12号に掲
げる書類

(3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業
者の登記事項証明書又は分割契約書

5 条例第8条の3第3項の規定による相続の承認
の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知
事に提出して行うものとする。

(1) 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続
柄

(2) 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

(3) 公園施設の種類

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付する
ものとする。

(1) 第3条第3項第1号、第3号、第4号及び第
12号に掲げる書類

(2) 被相続人との続柄を証する書類

(3) 相続人が2人以上ある場合においては、その
全員の同意により公園事業を承継すべき相続人
として選定されたことを証する書類

(施設の供用開始等)

第4条 自然公園の利用のための施設に関する公園
事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行
の承認を受けた者は、知事の定める期日までに施
設の供用を開始しなければならない。

2 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）
の執行の承認を受けた者は、当該公園事業の執行
として工事を施行する場合には、知事の定める期
間内にその工事に着手し、かつ、知事の定める期
日までにこれを完了しなければならない。

3 知事は、正当な理由があると認めるときは、前

2項の期日を延期し、又は前項の期間を伸長することができる。

4 前項の規定による期日の延期又は期間の伸長の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出することによつて行なうものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 公園事業の種類

(3) 申請に係る施設又は工事

(4) 延期の期日又は伸長の期間

(5) 延期又は伸長を必要とする理由

（管理又は経営方法の届出）

第5条 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の承認を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法を変更したときも、同様とする。

（施設の変更等の承認）

第6条 公園事業の執行の承認を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第3条第1項第3号から第5号（運輸施設に関する公園事業者にあつては、第5号を除く。）までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽易な事項その他の事項であつて次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 建築物の内部構造の変更であつて軽易なもの

(2) 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内にあつては、第18条各号に掲げる行為に該当するもの

2 第4条の規定は、前項の規定による承認を受けた者について準用する。

3 第1項の規定による変更の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 公園事業の種類

(3) 変更の内容

(公園事業の休廃止の届出)

第8条 条例第8条の4の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
- (4) 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

(認可の失効の届出)

第9条 条例第8条の5第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 変更を必要とする理由

4 変更しようとする事項が施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、前項の申請書に変更の内容を明らかにした図面を添えるものとする。

(事業の休止及び廃止)

第7条 公園事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

2 前項の規定による休止又は廃止の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 公園事業の種類
- (3) 休止し、又は廃止しようとする公園事業の範囲
- (4) 休止の予定期間又は廃止の予定期日
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由

3 公園事業を休止し、又は廃止しようとする者が法人又は組合であるときは、前項の申請書に自然公園の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添えるものとする。

(2) 公園施設の種類

(3) 失効した年月日

(4) 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

(2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

(協議会の公表)

第10条 条例第8条の7第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 協議会（条例第8条の7第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第14条において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第8条の7第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第11条 条例第8条の8第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい場合、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第8条の8第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつては

アに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。)

ア 第3条第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第8条第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。)

(5) 条例第12条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第14条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第8条の8第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第8条の8第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第12条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第8条の8第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第12条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第14条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を

要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第13条 条例第8条の8第6項(条例第8条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第14条 条例第8条の9第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第4条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第8条の8第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(地位の承継)

第8条 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継する。

3 第1項の規定による承継を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該当事者が連署した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

- (2) 公園事業の種類
 - (3) 譲渡に係る公園事業の範囲
 - (4) 譲渡価格
 - (5) 譲渡の予定期日
 - (6) 譲渡を必要とする理由
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
- (1) 譲渡に関する契約書の写し
 - (2) 譲渡価格の明細書
 - (3) 譲受人が現に公園事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し
 - (4) 譲受人が法人又は組合を設立しようとする者であるときは、定款、寄付行為又は規約
 - (5) 譲渡人又は譲受人が法人又は組合であるときは、公園事業の譲渡又は譲受に関する意思決定を証する書類

(条件)

第9条 条例第8条第3項の規定による承認又は第6条から前条までの承認には、自然公園の保護又は利用上必要な限度について条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る承認については、公園の保護上必要な条件に限る。

(届出)

第10条 公園事業者は、相続若しくは合併により公園事業者たる地位を承継したとき又は次の各号の一に該当したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。
 - (2) 法人を設立したとき。
 - (3) 休止した施設の供用を開始したとき。
 - (4) 第7条第1項ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき。
 - (5) 公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき。
- 2 前項の規定による届出のうち次に掲げるものは、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る公園事業の執行に必要な物件の登記事項証明書その他の当該事業の執行に必要な物件が承継されたことを証する書類

(2) 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の登記事項証明書

(3) 法人の設立の届出 設立した法人の登記事項証明書

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をしてはならない。

(改善命令)

第12条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者（運輸施設に関する公園事業者を除く。）に対して当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

(承認の失効及び取消し)

第13条 公園事業たる事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失なわれたときは、当該事業に係る公園事業の執行の承認は、その効力を失う。

2 知事は、公園事業者が第4条第1項若しくは第2項（第6条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第7条第1項若しくは第11条第3項の規定、第9条の規定による条件又は第11条第1項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、公園事業の執行の承認を取り消すこ

とができる。

(原状回復命令等)

第14条 知事は、公園事業者が公園事業者でなくなつた場合（譲渡又は合併により公園事業者でなくなつた場合を除く。）において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(県以外の地方公共団体が行なう公園事業)

第15条 第3条から第12条まで及び第13条第1項の規定は、条例第8条第2項の規定により県以外の地方公共団体が行なう公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「執行の承認を受けよう」とあるのは「執行の協議をしよう」と、「執行の承認を受けた」とあるのは「執行の協議を終えた」と、「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法(昭和27年法律第180号)による道路」と、第6条第1項中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「協議しなければならない」と、第7条中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に届け出なければならない」と、第8条第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と、及び第13条中「執行の承認」とあるのは「執行の協議」と読み替えるものとする。

(特別地域の区分)

第15条 自然公園に関する公園計画のうち保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

(1)～(3) (略)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第16条 条例第12条第3項の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(特別地域の区分)

第15条の2 県立自然公園に関する公園計画のうち保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

(1)～(3) (略)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第16条 条例第12条第3項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第12条第3項の許可に関し必要があると認められるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例第12条第3項の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、第2項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) (略)

5 (略)

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為地及びその付近の状況

(6) 行為の施行方法

(7) 着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例第12条第3項の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) (略)

4 (略)

(特別地域内における集積の許可を要する物)

第16条の2 条例第12条第3項第8号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(特別地域内における採取の許可を要する植物)

第17条 条例第12条第3項第11号に規定する規則で定める植物(以下「採取等規制植物」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(特別地域内における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第17条の2 条例第12条第3項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第18条 条例第12条第7項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 門、生垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)。

(5)～(7)の2 (略)

(特別地域内における集積の許可を要する物)

第16条の2 条例第12条第3項第7号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(特別地域内における採取の許可を要する植物)

第17条 条例第12条第3項第10号に規定する規則で定める植物は、別表に掲げるとおりとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) みぞ、いせき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 門、生垣、高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 社寺境だい地又は墓地において、鳥居、とうろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

(5)～(7)の2 (略)

(8) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

(8)の2 (略)

(9) 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)

(10)～(11)の2 (略)

(11)の3 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(11)の4～(11)の6 (略)

(11)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。)

(11)の8 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築し、若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

(11)の9 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

(11)の10 変圧器その他の電柱に附帯する工作物(当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

(11)の11 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル及び引込みに要する設備を設置すること。

(8) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設、若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

(8)の2 (略)

(9) 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)

(10)～(11)の2 (略)

(11)の3 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(11)の4～(11)の6 (略)

(11)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

(11)の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

(11)の9 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(11)の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(11)の11 絶滅のおそれのある野生動植物の種の

(11)の12 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

(11)の14 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該太陽光発電施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(11)の15 県が、自然公園の保護又は適正な利用を推進する目的で人の立入りを防止するための柵、当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(12) 宅地の木竹を伐採すること。

(13) 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(13)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(13)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(14)・(15) (略)

(16) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(11)の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

(12) 宅地内の木竹を伐採すること。

(13) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(14)・(15) (略)

(16) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

(16)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(16)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

(17) (略)

(17)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(17)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(17)の4 宅地の木竹を損傷（条例第12条第3項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）すること。

(17)の5 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。

(17)の6 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の7 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の8 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の9 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(17)の10 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の11 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の12 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の13 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の14 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の16 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) (略)

(17)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(17)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(17)の17 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の18 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

(17)の19 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(18)～(22)の7 (略)

(22)の8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の9 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。

(22)の10・(22)の11 (略)

(23) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類するものを建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること（正当な理由がなくて行う場合を除く。）。

(24)・(25) (略)

(26) 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(26)の2 (略)

(26)の2の2 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等

(18)～(22)の7 (略)

(22)の8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定するし尿浄化槽（同法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の9 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。

(22)の10・(22)の11 (略)

(23) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(24)・(25) (略)

(26) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

(26)の2 (略)

(26)の2の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(26)の2の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

にこれらを表示すること。

(26)の3 (略)

(26)の4 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

(26)の5～(26)の12 (略)

(27) 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(27)の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(27)の4 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(27)の5 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

(27)の6 農業を営むために条例第12条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

(27)の7 森林の整備及び保全を図るために条例第12条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(27)の8 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第12条第3項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

(27)の9 宅地内に木竹を植栽すること。

(27)の10 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(27)の11 (略)

(27)の12 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出され

(26)の3 (略)

(26)の4 耕作の事業に伴う物の集積、又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

(26)の5～(26)の12 (略)

(27) 宅地内にある植物で、別表に掲げるものを採取し、又は損傷すること。

(27)の2 認定保護増殖事業等の実施のために別表に掲げる植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の2の2 (略)

たものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の13 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(27)の14 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第12条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ)。

(27)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

(27)の16 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(27)の17 家畜を係留放牧すること(条例第12条第3項第14号に掲げる行為に該当するものを除く)。

(27)の2の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(27)の5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又

は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(27)の6 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の6の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の7 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(27)の8 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

(28) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

(28) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

(29) (略)

(29)の2 農業を営むために立ち入ること。

(29)の3・(29)の4 (略)

(29)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

(29)の6～(29)の12 (略)

(29)の13 削除

(29)の14 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること (土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

(29)の15 条例第12条第3項第16号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(29)の16 条例第12条第3項第16号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(29)の17～(30)の10 (略)

(30)の11 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者がこれらの事業を営むために動力船を使用すること。

(30)の12 (略)

(31) 公園管理団体が行う条例第18条の18第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要

(29) (略)

(29)の2 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

(29)の3・(29)の4 (略)

(29)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

(29)の6～(29)の12 (略)

(29)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(29)の14 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

(29)の15 条例第12条第3項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(29)の16 条例第12条第3項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(29)の17～(30)の10 (略)

(30)の11 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(30)の12 (略)

な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(32) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(33) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(34) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(35) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(36) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従つて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(37) 新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第14条第1項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(38) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築

(31) 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

(32) 宅地内に木竹を植栽すること。

(33) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(34) 家畜を係留放牧すること。

(35) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築

物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア～ウ（略）

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(39) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（普通地域内における行為の届出）

第18条の2 条例第14条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の5による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第16条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

（普通地域内における届出を要しない行為）

第20条 条例第14条第7項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の15まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2の2まで、第28号、第29号又は第31号から第37号までに掲げる行為

(2)（略）

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合

物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア～ウ（略）

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

(36) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（普通地域内における行為の届出）

第18条の2 条例第14条第1項の規定による届出は、第2項に規定する事項を記載した別記第1号様式の5による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為の場所、行為の種類、行為地及びその付近の状況、行為の施行方法並びに行為の着手及び完了の予定日とする。

3 第1項の届出書には、第16条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

（普通地域内における届出を要しない行為）

第20条 条例第14条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の13まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2の3まで、第28号又は第29号に掲げる行為

(2)（略）

計が5平方メートル以下の場合に限る。)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア～ウ (略)

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(17) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(18) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第19条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

(15) (略)

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア～ウ (略)

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

(17) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

新築、改築又は増築に附帯する行為

(既着手行為等の届出書)

第20条の2 条例第12条第4項、第5項又は第6項の規定による届出は、別記第1号様式の2、別記第1号様式の3又は別記第1号様式の4による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 (略)

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第20条の3 条例第12条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第14条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条第2項から第4項まで又は第18条の2第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第1項に該当するもののほか、条例第12条第3項の規定による許可の申請又は条例第14条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第20条の4 条例第18条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物（条例第18条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を

(既着手行為等の届出書)

第20条の2 条例第12条第4項、第5項又は第6項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した別記第1号様式の2、別記第1号様式の3又は別記第1号様式の4による届出書を知事に提出して行うものとする。

(1) 行為者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為の施行方法

(6) 行為の完了の日又は予定日

2 (略)

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第20条の3 条例第12条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第14条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条第2項及び第3項又は第18条の2第3項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第1項に該当するもののほか、条例第12条第3項の規定による許可の申請又は条例第14条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第3章の2 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第20条の5 国及び公共団体が、条例第18条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第20条の6 国、県及び公共団体以外の者が、条例第18条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第20条の7 条例第18条の3第4項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 条例第18条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第18条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(3) 国、県及び公共団体以外の者が、条例第18条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第20条の8 条例第18条の3第6項の規定による変更の確認又は認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容

(3) 変更を必要とする理由

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第20条の9 条例第18条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

第3章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会の公表)

第20条の10 第10条の規定は、条例第18条の6第3項において準用する条例第8条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第10条第1項第1号中「条例第8条の7第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第14条におい

て同じ」とあるのは「条例第18条の6第1項に規定する協議会をいう」と、第10条第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第20条の11 条例第18条の7第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、同号に掲げる図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 条例第12条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(3) 条例第14条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第18条の7第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第20条の12 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第18条の7第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の名称

(2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会（第20条の10において読み替えて準用する第10条第1項第1号に規定する協議会をいう。第20条の14において同じ。）の名称及び構成員の氏名又

は名称

- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第12条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第14条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第20条の13 条例第18条の7第5項(条例第18条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第20条の14 条例第18条の8第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第18条の7第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第3章の4 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第20条の15 条例第18条の11第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1)～(8) (略)

第3章の2 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第20条の4 条例第18条の2第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1)～(8) (略)

(風景地保護協定の公告)

第20条の16 条例第18条の12第1項(条例第18条の15において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

(1)～(6) (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

第20条の17 前条の規定は、条例第18条の14(条例第18条の15において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体となることができる法人)

第20条の18 条例第18条の17第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合とする。

(公園管理団体の指定基準)

第20条の19 条例第18条の17第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) (略)

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第18条の18第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第18条の18第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 条例第18条の18第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(5) 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る

(風景地保護協定の公告)

第20条の5 条例第18条の3第1項(条例第18条の6において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

(1)～(6) (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

第20条の6 前条の規定は、条例第18条の5(条例第18条の6において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第20条の7 条例第18条の8第1項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) (略)

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第18条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第18条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第18条の9各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

実績を有していること。

(証明書の様式)

第21条 条例第8条の12第3項、条例第16条第3項、条例第18条第3項、条例第18条の10第2項又は条例第19条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第2号様式による。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式によることができる。

(損失補償請求)

第22条 条例第20条第3項の規定により同条第1項又は第2項の規定による損失の補償を請求しようとする者は、別記第1号様式の6による請求書を知事に提出しなければならない。

別記

第1号様式(1) (第16条関係)

特別地域内工作物新築（改築・増築）許可申請書
(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
(略)	

(証明書の様式)

第21条 条例第16条第3項、条例第18条第3項及び条例第19条第4項並びに第11条第2項（第15条において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式による。

(損失補償請求)

第22条 条例第20条第3項の規定により同条第1項又は第2項の規定による損失の補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式の6による請求書を知事に提出しなければならない。

- (1) 請求者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 補償請求の理由
- (3) 補償請求額の総額及びその内訳

別記

第1号様式(1) (第16条関係)

特別地域内工作物新築（改築・増築）許可申請書
(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	様式
	(略)
	仕様の概要
(略)	
(略)	

- 備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(2) (第16条関係)

特別地域内木竹伐採許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	関連行為の 概要
	(略)
(略)	

- 備考 1～3 (略)
4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(3) (第16条関係)

特別地域内高山植物等(木竹、木竹以外の植物、
落葉又は落枝)の採取(損傷)許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者の住所及び氏名

(法人にあつては、名称、
住所及び代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定によ
り、 県立自然公園特別地域内における高山
植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)
の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとお
り申請します。

目 的			
行為の場 所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目
行為地及 びその付 近の状況			
採取(損 傷)物の 種類			
施行方法	採取(損傷)		

- 備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(2) (第16条関係)

特別地域内木竹伐採許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	伐採設備
	(略)
(略)	

- 備考 1～3 (略)
4 不要の文字は、まつ消すること。

	物の数量	
	採取(損傷)方法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(4) (第16条関係)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	土地の形状 を変更する 面積	
	(略)	
(略)		

- 備考 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(5) (第16条関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為

第1号様式(3) (第16条関係)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	土地の形状 を変更する <u>箇所の位置</u> 及び面積	
	土地の形状 変更の状況	
	(略)	
(略)		

- 備考 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(4) (第16条関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為

許可申請書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

(略)	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の <u>原因</u> となる行為・設備等
	水位(水量)の増減の内容
	関連行為の概要
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(6) (第16条関係)

特別地域内汚水等の排出許可申請書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

(略)	
行為の場所	(略)
行為地及びその付近	

許可申請書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
水位(水量)の増減の原因となる行為	
行為地及びその付近の状況	地 況
	現在の水位(水量)
	水の利用状況
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の <u>量</u> 及び <u>時期</u>
	施行設備
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(5) (第16条関係)

特別地域内汚水等の排出許可申請書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
行為の場所	(略)

近の状況	
(略)	
施行方法	(略)
	指定水域等への排水方法
	関連行為の概要
(略)	

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(7) (第16条関係)

特別地域内広告物設置等許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積
	(略)
	関連行為の概要
(略)	

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(8) (第16条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

(略)	
施行方法	(略)
	指定水域等への排水方法
(略)	

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(6) (第16条関係)

特別地域内広告物設置等許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)	
広告物等の種類	
施行方法	工作物として設置する場合の敷地面積
	(略)
	仕様の概要
(略)	

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(7) (第16条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(9) (第16条関係)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(10) (第16条関係)

特別地域内土地形状変更許可申請書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	土地の形状 を変更する 面積
	(略)
	(略)
	(略)
	<u>変更後の取 扱</u>
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(11) (第16条関係)

特別地域内木竹以外の植物の植栽(は種)許可申
請書

(略)

第1号様式(8) (第16条関係)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(9) (第16条関係)

特別地域内土地形状変更許可申請書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)	
土地の形 状変更の 原因とな る行為	
施行方法	施行面積
	(略)
	施行に伴う 土地の形状 変更の状況
	(略)
	施行設備
施行後の取 扱	
	(略)

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(10) (第16条関係)

特別地域内高山植物等採取許可申請書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定により、県立自然公園の特別地域内における木竹以外の植物の植栽又はは種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)		
植栽(は種)する植物の種類		
施行方法	植栽(は種)面積	
	植栽(は種)数量	
	植栽(は種)方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
(略)		

- 備考 1 (略)
- 2 「管理方法」の欄には、植栽又はは種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記載すること。
- 3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(12) (第16条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定により、県立自然公園の特別地域内における高山植物等の採取の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)		
採取物の種類		
施行方法	採取物の数量	
	採取方法	
(略)		

- 備考 1 (略)
- 2 「採取方法」の欄には、使用器具の名称、採取部分の別等を記載すること。
- 3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(11) (第16条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	

関連行為の概要	
(略)	

備考

- 1～3 (略)
 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(13) (第16条関係)

特別地域内動物の放出（家畜の放牧を含む）許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者の住所及び氏名

法人にあつては、名称、
 住所及び代表者の氏名

新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定により、
 県立自然公園の特別地域内における動物の放出（家畜の放牧を含む）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
行為の場所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目
行為地及びその付近の状況			
動物（家畜）の種類			
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)		
	管理方法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

備考 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「管理方法」欄には、放出する動物（家

(略)		

備考

- 1～3 (略)
 4 不要の文字は、まつ消すること。

畜) が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
 なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。

- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(14) (第16条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	変更後の色彩	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)

- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(15) (第16条関係)

特別地域内指定区域内への立入許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)

- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(16) (第16条関係)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

(略)

第1号様式(12) (第16条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	変更後の色彩	
(略)		

備考 1・2 (略)

- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(13) (第16条関係)

特別地域内指定区域内への立入許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)

- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(14) (第16条関係)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(1) (第20条の2関係)

特別地域内工作物新築(改築・増築)行為着手済届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(2) (第20条の2関係)

特別地域内木竹伐採行為着手済届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	関連行為の概要
	(略)
(略)	

備考 1～3 (略)

4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(3) (第20条の2関係)

特別地域内高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)行為着手済届出書

年 月 日

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(1) (第20条の2関係)

特別地域内工作物新築(改築・増築)行為着手済届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	仕様の概要
	(略)
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(2) (第20条の2関係)

特別地域内木竹伐採行為着手済届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	伐採設備
	(略)
(略)	

備考 1～3 (略)

4 不要の文字は、まつ消すること。

新潟県知事 様

届出者の住所及び氏名

〔法人にあつては、名称、
住所及び代表者の氏名〕

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、
県立自然公園の特別地域が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

目 的			
行為の場所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目
行為地及びその付近の状況			
採取（損傷）物の種類			
施行方法	採取（損傷）物の数量		
	採取（損傷）方法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

- 備考 1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(4)（第20条の2関係）

特別地域内鉱物掘採（土石採取）行為着手済届出書（略）

第1号様式の2(3)（第20条の2関係）

特別地域内鉱物掘採（土石採取）行為着手済届出書（略）

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	<u>土地の形状</u> を <u>変更する</u> 面積
	(略)
(略)	

備考 1～3 (略)

4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(5) (第20条の2 関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為
着手済届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	(略)
	<u>水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等</u>
	<u>水位(水量)の増減の内</u>

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	<u>土地形状を</u> <u>変更する箇</u> <u>所の位置及</u> <u>び面積</u>
	<u>土地の形状</u> <u>変更の状況</u>
(略)	

備考 1～3 (略)

4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(4) (第20条の2 関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為
着手済届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
水位(水量)の増減の原因となる行為	
行為地及びその付近の状況	地 況
	現在の水位(水量)
	水の利用状況
施行方法	(略)
	<u>水位(水量)の増減の量及び時期</u>
	<u>施行設備</u>

	容	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(6) (第20条の2関係)

特別地域内汚水等の排出行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
行為の場所	(略)	
行為地及びその付近の状況		
(略)		
施行方法	(略)	
	指定水域等への排水方法	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(7) (第20条の2関係)

特別地域内広告物設置等行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	<u>独立して設置する場合</u>	

(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(5) (第20条の2関係)

特別地域内汚水等の排出行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
行為の場所	(略)	
(略)		
施行方法	(略)	
	指定水域等への排水方法	
(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(6) (第20条の2関係)

特別地域内広告物設置等行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
広告物等の種類		
施行方法	<u>工作物として設置する</u>	

	の敷地面積	
	(略)	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(8) (第20条の2関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)行為着手済届出書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(9) (第20条の2関係)

特別地域内水面埋立(干拓)行為着手済届出書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(10) (第20条の2関係)

特別地域内土地形状変更行為着手済届出書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、
県立自然公園の特別地域が指定(拡張)された際、
行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)

	場合の敷地面積	
	(略)	
	仕様の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(7) (第20条の2関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)行為着手済届出書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(8) (第20条の2関係)

特別地域内水面埋立(干拓)行為着手済届出書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(9) (第20条の2関係)

特別地域内土地形状変更行為着手済届出書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、
県立自然公園の特別区域が指定(拡張)された際、
行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)

土地の形状変更の原因となる行為

施行方法	土地の形状 を変更する 面積	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	変更後の取 扱	
(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(11) (第20条の2関係)

特別地域内木竹以外の植物の植栽(は種)行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、県立自然公園の特別地域が指定(拡張)された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)		
植栽(は種)する植物の種類		
施行方法	植栽(は種)面積	
	植栽(は種)数量	
	植栽(は種)方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	

施行方法	施行面積	
	(略)	
	施行に伴う土地の形状変更の状況	
	(略)	
	施行設備	
	(略)	
	施行後の取扱	
(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(10) (第20条の2関係)

特別地域内高山植物等採取行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、県立自然公園の特別区域が指定(拡張)された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)		
採取物の種類		
施行方法	採取物の数量	
	採取方法	

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 「管理方法」の欄には、植栽又はは種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記載すること。
- 3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(12) (第20条の2関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷))の方法	
	関連行為の概要	
(略)		

備考

- 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(13) (第20条の2関係)

特別地域内動物の放出(家畜の放牧を含む)行為着手済届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者の住所及び氏名

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、県立自然公園の特別地域が指定(拡張)された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

目 的	
-----	--

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 「採取方法」の欄には、使用器具の名称、採取部分の別等を記載すること。
- 3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(11) (第20条の2関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷))の方法	
(略)		

備考

- 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

行為の場所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目
行為地及びその付近の状況			
動物（家畜）の種類			
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)		
	管理方法		
	関連行為の概要		
予定日	着手		
	完了		
備考			

- 備考 1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(14)（第20条の2関係）

特別地域内工作物等の色彩変更行為着手済届出書
（略）

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

（略）

（略）		
施行方法	（略）	
	変更後の色彩	

第1号様式の2(12)（第20条の2関係）

特別地域内工作物等の色彩変更行為着手済届出書
（略）

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

（略）

（略）		
施行方法	（略）	
	変更後の色彩	

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">関連行為の概要</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>	関連行為の概要		
関連行為の概要			
(略)			
備考			
1・2 (略)			
3 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。			
第1号様式の2(15) (第20条の2関係)			
特別地域内指定区域内への立入行為着手済届出書			
(略)			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人にあつては、<u>名称、住所及び代表者</u> の氏名</td> </tr> </table>	法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名		
法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名			
(略)			
備考			
1・2 (略)			
3 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。			
第1号様式の2(16) (第20条の2関係)			
特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)行為着手済届出書			
(略)			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人にあつては、<u>名称、住所及び代表者</u> の氏名</td> </tr> </table>	法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名		
法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名			
(略)			
備考			
1・2 (略)			
3 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。			
第1号様式の3 (第20条の2関係)			
特別地域内非常災害応急措置届出書			
(略)			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人にあつては、<u>名称、住所及び代表者</u> の氏名</td> </tr> </table>	法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名		
法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名			
(略)			
備考			
1 (略)			
2 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。			
第1号様式の4(1) (第20条の2関係)			
特別地域内木竹の植栽行為届出書			
(略)			

(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の2(13) (第20条の2関係)		
特別地域内指定区域内への立入行為着手済届出書		
(略)		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人又は組合にあつては、<u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名</td> </tr> </table>	法人又は組合にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
法人又は組合にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名		
(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の2(14) (第20条の2関係)		
特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)行為着手済届出書		
(略)		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人又は組合にあつては、<u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名</td> </tr> </table>	法人又は組合にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
法人又は組合にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名		
(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の3 (第20条の2関係)		
特別地域内非常災害応急措置届出書		
(略)		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人又は組合にあつては、<u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名</td> </tr> </table>	法人又は組合にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
法人又は組合にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名		
(略)		
備考		
1 (略)		
2 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の4(1) (第20条の2関係)		
特別地域内植栽行為届出書		
(略)		

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

備考

1～3 (略)

4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の4(2) (第20条の2関係)

特別地域内家畜の放牧行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(1) (第18条の2関係)

普通地域内工作物新築(改築・増築)行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
(略)	

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(2) (第18条の2関係)

特別地域内の水位(水量)に増減を及ぼさせる行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

備考

1～3 (略)

4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の4(2) (第20条の2関係)

特別地域内家畜の放牧行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(1) (第18条の2関係)

普通地域内工作物新築(改築・増築)行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	様 式
	(略)
	仕様の概要
(略)	

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(2) (第18条の2関係)

特別地域内の水位(水量)に増減を及ぼさせる行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等
	水位(水量)の増減の内容
	関連行為の概要
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(3) (第18条の2関係)

普通地域内広告物設置等行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積
	(略)
	関連行為の

(略)	
水位(水量)の増減の原因となる行為	
行為地及びその付近の状況	地 況
	現在の水位(水量)
	水の利用状況
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の量及び時期
	施行設備
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(3) (第18条の2関係)

普通地域内広告物設置等行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
広告物等の種類	
施行方法	<u>工作物として設置する場合の敷地面積</u>
	(略)
	仕様の概要

概要
(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(4) (第18条の2関係)

普通地域内水面埋立(干拓)行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(5) (第18条の2関係)

普通地域内鉱物掘採(土石採取)行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	土地の形状 を変更する 面積
	(略)
(略)	

備考

- 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(6) (第18条の2関係)

普通地域内土地形状変更行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名〕

概要
(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(4) (第18条の2関係)

普通地域内水面埋立(干拓)行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(5) (第18条の2関係)

普通地域内鉱物掘採(土石採取)行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	土地の形状 を変更する 箇所の位置 及び面積
	土地の形状 変更の状況
	(略)
(略)	

備考

- 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(6) (第18条の2関係)

普通地域内土地形状変更行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	土地の形状 を変更する 面積
	(略)
	(略)
	(略)
	変更後の取 扱
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の6 (第22条関係)

損失補償請求書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

第2号様式 (第21条関係)

この証明書を携帯する者は、次に掲げる行為
を行う職員である。

- (1) 新潟県立自然公園条例第8条の12に規定
する立入検査
- (2) 新潟県立自然公園条例第16条に規定する
立入検査等
- (3) 新潟県立自然公園条例第18条に規定する
指示

(略)

(略)	
土地の形 状変更の 原因とな る行為	
施行方法	施行面積
	(略)
	施行に伴う 土地の形状 変更の状況
	(略)
	施行設備
	(略)
	施行後の取 扱
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の6 (第22条関係)

損失補償請求書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

第2号様式 (第21条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、新潟県立自然公
園条例第16条に規定する立入検査を行う職員で
ある。

(4) 新潟県立自然公園条例第18条の10に規定する立入検査

(5) 新潟県立自然公園条例第19条に規定する
実地調査等

(略)

備考 1 この用紙はB列7番とし、厚紙を用いることとする。

2 裏面には、参照条文を記載することができる。

(略)

縦 12.8センチメートル

横 9.1センチメートル

紙 厚紙

色 白

(裏)

新潟県立自然公園条例 (抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第16条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定による許可を受けた者又は第14条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第12条第3項、第14条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第12条第3項各号若しくは第14条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) (省略)

(4) 第16条第2項の規定による立入検査又は

- 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) (省略)
- (6) (省略)
- (7) (省略)

第3号様式 (第21条関係)

(略)

第4号様式 (第21条関係)

(略)

第5号様式 (第21条関係)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

2 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲)		(市町村が処理する事務の範囲)	
第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
1 <u>削除</u>		1 <u>条例別表</u> <u>第3号の表</u> <u>10の項第21</u> <u>号に規定す</u> <u>る新潟県立</u> <u>自然公園条</u> <u>例(昭和43</u> <u>年新潟県条</u> <u>例第28号)</u> <u>の施行に係</u> <u>る事務のう</u> <u>ち規則に基</u> <u>づく事務で</u> <u>あって別に</u> <u>規則で定め</u> <u>るもの</u>	新潟県立自然公園条例施行規則(昭和44年新潟県規則第4号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第4条第3項(規則第6条第2項(規則第15条において準用する場合を含む。))及び規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による期日の延期又は期間の伸長 (2) 規則第5条(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による管理又は経営方法の届出の受理 (3) 規則第6条第1項の規定による変更の承認 (4) 規則第7条第1項の規定による公園事業の休止又は廃止の承認

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 規則第8条第1項の規定による地位の承継の承認 (6) 規則第10条第1項（規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理 (7) 規則第11条第1項（規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査 (8) 規則第12条（規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による命令 (9) 規則第13条第2項の規定による承認の取消し (10) 規則第14条の規定による命令 (11) 規則第15条において準用する規則第6条第1項の規定による変更の同意 (12) 規則第15条において準用する規則第7条第1項の規定による公園事業の休止又は廃止の届出の受理 (13) 規則第15条において準用する規則第8条第1項の規定による地位の承継の届出の受理
(略)	(略)